

○財務省告示第二百六十八号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、令和六年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

令和五年十月三十一日

財務大臣 鈴木 俊一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下、「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

出 後				出 産			
輸出統計品目表				輸出統計品目表			
[略]				[同左]			
統計番号	品 名	単 位		統計番号	品 名	単 位	
		I	II			I	II
[略]				[同左]			
29.01	第1節 炭化水素並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 [略]			29.01	第1節 炭化水素並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 [同左]		
29.02	[略]			29.02	[同左]		
29.03	炭化水素のハロゲン化誘導体 [略]			29.03	炭化水素のハロゲン化誘導体 [同左]		
2903.11	[略]			2903.11	[同左]		
2903.79	一飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体			2903.79	一飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体		
2903.81	[略]			2903.81	[同左]		
2903.83				2903.83			
2903.89	---その他のもの			2903.89	---その他のもの		
100	---ペルフルオロシクロブタン (PFC-c318)		KG	100	---ペルフルオロシクロブタン (PFC-c318)		KG
200	---ヘキサブロモシクロドデカン (HBCD)		KG		[新規]		
900	---その他のもの [略]		KG	900	---その他のもの [同左]		KG
2903.91	[略]			2903.91	[同左]		
2903.99				2903.99			
29.04	[略]			29.04	[同左]		
29.14				29.14			

		第7節 カルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
29.15		
}		[略]
29.17		
29.18		カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 ーアルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体
<u>2918.11</u>	<u>000</u>	<u>ー乳酸並びにその塩及びエステル</u>
2918.12		
}		[略]
2918.99		[略]
29.19		
}		[略]
29.29		第10節 オルガノインオルガニック化合物、複素環式化合物及び核酸並びにこれらの塩並びにスルホンアミド
29.30		有機硫黄化合物
2930.10		
}		[略]
2930.80		
<u>2930.90</u>		<u>ーその他のもの</u>
	<u>100</u>	<u>ーホレート（ISO）</u>
	<u>900</u>	<u>ーその他のもの</u>
29.31		

		第7節 カルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
29.15			
}		[同左]	
29.17			
29.18		カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 ーアルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	
<u>2918.11</u>		<u>ー乳酸並びにその塩及びエステル</u>	
	<u>100</u>	<u>ー乳酸</u>	<u>KG</u>
	<u>900</u>	<u>ーその他のもの</u>	<u>KG</u>
2918.12			
}		[同左]	
2918.99		[同左]	
29.19			
}		[同左]	
29.29		第10節 オルガノインオルガニック化合物、複素環式化合物及び核酸並びにこれらの塩並びにスルホンアミド	
29.30		有機硫黄化合物	
2930.10			
}		[同左]	
2930.80			
<u>2930.90</u>	<u>000</u>	<u>ーその他のもの</u>	<u>KG</u>
	<u>KG</u>		
	<u>KG</u>		
29.31			

29.42		[略]		29.42		[同左]		
[略]				[同左]				
32.01		[略]		32.01		[同左]		
32.07		[略]		32.07		[同左]		
32.08		ペイント及びワニス（エナメル及びラッカーを含むものとし、合成重合体又は化学的に変性させた天然重合体をもとしたもので、水以外の媒体に分散させ又は溶解させたものに限る。）並びにこの類の注4の溶液		32.08		ペイント及びワニス（エナメル及びラッカーを含むものとし、合成重合体又は化学的に変性させた天然重合体をもとしたもので、水以外の媒体に分散させ又は溶解させたものに限る。）並びにこの類の注4の溶液		
3208.10		[略]		3208.10		[同左]		
3208.20		[略]		3208.20		[同左]		
3208.90	000	ーその他のもの	KG	3208.90		ーその他のもの		
					100	ーさび止めペイント		KG
					900	ーその他のもの		KG
32.09		[略]		32.09		[同左]		
32.15		[略]		32.15		[同左]		
[略]				[同左]				
82.01		[略]		82.01		[同左]		
82.02		[略]		82.02		[同左]		
82.03		やすり、プライヤー（切断用プライヤーを含む。）、やつとこ、ツイーザー、金属切断用ばさみ、パイプカッター、ボルトクリッパー、せん孔ポンチその他これらに類する手工具		82.03		やすり、プライヤー（切断用プライヤーを含む。）、やつとこ、ツイーザー、金属切断用ばさみ、パイプカッター、ボルトクリッパー、せん孔ポンチその他これらに類する手工具		
8203.10		[略]		8203.10		[同左]		
8203.20	000	ープライヤー（切断用プライヤーを含む。）、やつとこ、ツイーザーその他これらに類する手工具	KG	8203.20		ープライヤー（切断用プライヤーを含む。）、やつとこ、ツイーザーその他これらに類する手工具		
					100	ー切断用プライヤー		NO KG
					900	ーその他のもの		KG
8203.30		[略]		8203.30		[同左]		
8203.40		[略]		8203.40		[同左]		
82.04		[略]		82.04		[同左]		
		[略]				[同左]		

82.06					82.06				
82.07		手工具（動力駆動式であるかないかを問わない。）用又は加工機械用の 互換性工具（例えば、プレス、型打ち、押抜き、ねじ立て、ねじ切り、 穴あけ、中ぐり、ブローチ削り、フライス削り、切削又はねじの締付け に使用するもの。金属の引抜き用又は押し出し用のダイス及び削管用又は 土壌せん孔用の工具を含む。）			82.07		手工具（動力駆動式であるかないかを問わない。）用又は加工機械用の 互換性工具（例えば、プレス、型打ち、押抜き、ねじ立て、ねじ切り、 穴あけ、中ぐり、ブローチ削り、フライス削り、切削又はねじの締付け に使用するもの。金属の引抜き用又は押し出し用のダイス及び削管用又は 土壌せん孔用の工具を含む。）		
		[略]					[同左]		
8207.13		[略]			8207.13		[同左]		
8207.19		[略]			8207.19		[同左]		
8207.20	000	－金属の引抜き用又は押し出し用のダイス		KG	8207.20	－金属の引抜き用又は押し出し用のダイス			
						200	－作用する部分に天然又は人造のダイヤモンドを使用したもの	NO	KG
						900	－その他のもの		KG
8207.30		[略]			8207.30		[同左]		
8207.70					8207.70				
8207.80		一切削用工具			8207.80		一切削用工具		
	100	－作用する部分に焼結した金属炭化物又はサーメットを使用したもの	NO	KG	100	－作用する部分に焼結した金属炭化物又はサーメットを使用したもの	NO	KG	
	200	－作用する部分に <u>ダイヤモンド</u> を使用したもの	NO	KG	200	－作用する部分に <u>天然又は人造のダイヤモンド</u> を使用したもの	NO	KG	
		－高速度鋼製のもの				－高速度鋼製のもの			
	310	－－バイト	NO	KG	310	－－バイト	NO	KG	
	320	－－ギヤカッター	NO	KG	320	－－ギヤカッター	NO	KG	
	390	－－その他のもの		KG	390	－－その他のもの		KG	
	900	－その他のもの		KG	900	－その他のもの		KG	
8207.90		－その他の互換性工具			8207.90	－その他の互換性工具			
		[削除]				100	－作用する部分に焼結した金属炭化物又はサーメットを使用したもの	NO	KG
	200	－作用する部分に <u>ダイヤモンド</u> を使用したもの	NO	KG	200	－作用する部分に <u>天然又は人造のダイヤモンド</u> を使用したもの	NO	KG	
	900	－その他のもの		KG	900	－その他のもの		KG	
82.08		[略]			82.08		[同左]		
82.15					82.15				
		[略]					[同左]		
84.01					84.01				

84.46		[略]			84.46		[同左]		
84.47		編機、ステッチボンディングマシン、タフティング用機械及びジンプヤーン、チュール、レース、ししゅう布、トリミング、組ひも又は網の製造機械			84.47		編機、ステッチボンディングマシン、タフティング用機械及びジンプヤーン、チュール、レース、ししゅう布、トリミング、組ひも又は網の製造機械		
		[略]					[同左]		
8447.11					8447.11				
		[略]					[同左]		
8447.20					8447.20				
<u>8447.90</u>	<u>000</u>	<u>－その他のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>	<u>8447.90</u>		<u>－その他のもの</u>		
						<u>100</u>	<u>－たて編機</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>
						<u>900</u>	<u>－その他のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>
84.48					84.48				
		[略]					[同左]		
84.50					84.50				
84.51		洗浄用、清浄用、絞り用、乾燥用、アイロンがけ用、プレス（フェージングプレスを含む。）用、漂白用、染色用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械（紡織用繊維の糸、織物類又は製品に使用するものに限るものとし、第84.50項の機械を除く。）、織物類その他の支持物にペーストを被覆する機械（リノリウムその他の床用敷物の製造用のものに限る。）及び紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械			84.51		洗浄用、清浄用、絞り用、乾燥用、アイロンがけ用、プレス（フェージングプレスを含む。）用、漂白用、染色用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械（紡織用繊維の糸、織物類又は製品に使用するものに限るものとし、第84.50項の機械を除く。）、織物類その他の支持物にペーストを被覆する機械（リノリウムその他の床用敷物の製造用のものに限る。）及び紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械		
8451.10					8451.10				
		[略]					[同左]		
8451.30					8451.30				
<u>8451.40</u>	<u>000</u>	<u>－洗浄用、漂白用又は染色用の機械</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>	<u>8451.40</u>		<u>－洗浄用、漂白用又は染色用の機械</u>		
						<u>200</u>	<u>－糸布染色用のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>
						<u>900</u>	<u>－その他のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>
8451.50					8451.50				
		[略]					[同左]		
8451.90					8451.90				
84.52					84.52				

84.63	[略]			84.63	[同左]		
84.64	石、陶磁器、コンクリート、石綿セメントその他これらに類する鉱物性材料の加工機械及びガラスの冷間加工機械			84.64	石、陶磁器、コンクリート、石綿セメントその他これらに類する鉱物性材料の加工機械及びガラスの冷間加工機械		
<u>8464.10</u>	<u>000</u>	<u>—のこ盤</u>	<u>NO</u> <u>KG</u>	<u>8464.10</u>	<u>—のこ盤</u>		
				<u>100</u>	<u>— 鉱物性材料の加工用のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>
				<u>200</u>	<u>— ガラスの冷間加工用のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>
8464.20	[略]			8464.20	[同左]		
8464.90	[略]			8464.90	[同左]		
84.65				84.65			
84.70	[略]			84.70	[同左]		
84.71	自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械（他の項に該当するものを除く。）			84.71	自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械（他の項に該当するものを除く。）		
8471.30				8471.30			
8471.60	[略]			8471.60	[同左]		
8471.70	—記憶装置			8471.70	—記憶装置		
	300	—磁気ディスク装置	NO		300	—磁気ディスク装置	NO
		[削除]			<u>500</u>	<u>—光ディスク装置</u>	<u>NO</u>
	900	—その他のもの	NO		900	—その他のもの	NO
8471.80	[略]			8471.80	[同左]		
8471.90	[略]			8471.90	[同左]		
84.72				84.72			
84.87	[略]			84.87	[同左]		
[略]				[同左]			
85.01	[略]			85.01	[同左]		
85.28				85.28			
85.29	第85.24項から第85.28項までの機器に専ら又は主として使用			85.29	第85.24項から第85.28項までの機器に専ら又は主として使用		

		する部分品								
8529.10		[略]			8529.10	[同左]				
8529.90	000	－その他のもの		KG	8529.90	－その他のもの				
						100	－テレビジョン受像機用チューナー		NO	KG
						900	－その他のもの			KG
85.30		[略]			85.30	[同左]				
85.31		[略]			85.31	[同左]				
85.32		固定式、可変式又は半固定式のコンデンサー			85.32	固定式、可変式又は半固定式のコンデンサー				
8532.10		[略]			8532.10	[同左]				
		[略]								
8532.29		[略]			8532.29	[同左]				
8532.30	000	－可変式又は半固定式のコンデンサー		TH KG	8532.30	－可変式又は半固定式のコンデンサー				
						100	－可変式のもの		TH	KG
						200	－半固定式のもの		TH	KG
8532.90		[略]			8532.90	[同左]				
85.33		[略]			85.33	[同左]				
		[略]								
85.39		[略]			85.39	[同左]				
85.40		熱電子管、冷陰極管及び光電管（例えば、真空式のもの、蒸気又はガスを封入したもの、水銀整流管、陰極線管及びテレビジョン用撮像管）			85.40	熱電子管、冷陰極管及び光電管（例えば、真空式のもの、蒸気又はガスを封入したもの、水銀整流管、陰極線管及びテレビジョン用撮像管）				
		[略]								
8540.11		[略]			8540.11	[同左]				
		[略]								
8540.79		－その他の管			8540.79	－その他の管				
8540.81		[略]			8540.81	[同左]				
8540.89	000	－－その他のもの		NO KG	8540.89	－－その他のもの				
						100	－－－蛍光表示管		NO	KG
						900	－－－その他のもの		NO	KG
		[略]					[同左]			
8540.91		[略]			8540.91	[同左]				
8540.99		[略]			8540.99	[同左]				



85.41					85.41				
}		[略]			}			[同左]	
85.49					85.49				
[略]					[同左]				
90.01					90.01				
}		[略]			}			[同左]	
90.10					90.10				
90.11		光学顕微鏡（顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又は顕微鏡投影用のものを含む。）			90.11			光学顕微鏡（顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又は顕微鏡投影用のものを含む。）	
9011.10		[略]			9011.10			[同左]	
9011.20		[略]			9011.20			[同左]	
9011.80	000	－その他の顕微鏡		NO KG	9011.80			－その他の顕微鏡	
						100		－金属顕微鏡	NO KG
						900		－その他のもの	NO KG
9011.90		[略]			9011.90			[同左]	
90.12					90.12				
}		[略]			}			[同左]	
90.16					90.16				
90.17		製図機器、けがき用具及び計算用具（例えば、写図機械、パントグラフ、分度器、製図用セット、計算尺及び計算盤）並びに手持ち式の測長用具（例えば、ものさし、巻尺、マイクロメーター及びパス。この類の他の項に該当するものを除く。）			90.17			製図機器、けがき用具及び計算用具（例えば、写図機械、パントグラフ、分度器、製図用セット、計算尺及び計算盤）並びに手持ち式の測長用具（例えば、ものさし、巻尺、マイクロメーター及びパス。この類の他の項に該当するものを除く。）	
9017.10		[略]			9017.10			[同左]	
9017.20		[略]			9017.20			[同左]	
9017.30		－マイクロメーター、パス及びゲージ			9017.30			－マイクロメーター、パス及びゲージ	
	100	－電気式のもの		NO KG		100		－電気式のもの	NO KG
		－その他のもの						－その他のもの	
	910	－マイクロメーター		NO KG		910		－マイクロメーター	NO KG
		[削除]				920		－ダイヤルゲージ	NO KG
	930	－ノギス		NO KG		930		－ノギス	NO KG
	990	－その他のもの		NO KG		990		－その他のもの	NO KG
9017.80		[略]			9017.80			[同左]	

9017.90	[略]			9017.90	[同左]		
90.18				90.18			
}	[略]			}	[同左]		
90.33				90.33			
[略]				[同左]			
輸入統計品目表				輸入統計品目表			
[略]				[同左]			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
[略]				[同左]			
04.01				04.01			
}	[略]			}	[同左]		
04.07				04.07			
04.08	殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）			04.08	殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）		
	[略]				[同左]		
0408.11	[略]			0408.11	[同左]		
0408.19	[略]			0408.19	[同左]		
	－その他のもの				－その他のもの		
0408.91	[略]			0408.91	[同左]		
0408.99	－－その他のもの			0408.99	000	－－その他のもの	KG
	010	－－－生鮮のもの及び冷凍したもの（蒸気若しくは水煮による調理をし又は成型したものを除く。）	KG				
	090	－－－その他のもの	KG				
04.09	[略]			04.09	[同左]		
04.10	[略]			04.10	[同左]		
[略]				[同左]			
	[略]				[同左]		
28.01				28.01			
}	[略]			}	[同左]		
28.05				28.05			

	第2節 無機酸及び無機非金属酸化物	
28.06		
}	[略]	
28.10		
28.11	その他の無機酸及び無機非金属酸化物	
	[略]	
2811.11		
}	[略]	
2811.19		
	－その他の無機非金属酸化物	
2811.21	[略]	
2811.22	[略]	
2811.29	－－その他のもの	
	<u>100</u> <u>－－－四酸化二窒素及び二酸化硫黄</u>	
	900 <u>－－－その他のもの</u>	
	[略]	
28.12		
}	[略]	
28.25		
	第5節 無機酸の金属塩及び金属ペルオキシ塩	
28.26		
}	[略]	
28.34		
28.35	ホスフィン酸塩（次亜りん酸塩）、ホスホン酸塩（亜りん酸塩）、りん酸塩及びポリりん酸塩（ポリりん酸塩については、化学的に単一であるかないかを問わない。）	
2835.10	[略]	
	－りん酸塩	
2835.22		
}	[略]	

	第2節 無機酸及び無機非金属酸化物		
28.06			
}	[同左]		
28.10			
28.11	その他の無機酸及び無機非金属酸化物		
	[同左]		
2811.11			
}	[同左]		
2811.19			
	－その他の無機非金属酸化物		
2811.21	[同左]		
2811.22	[同左]		
2811.29	－－その他のもの		
	<u>KG</u> <u>－－－四酸化二窒素及び二酸化硫黄</u>		
	<u>KG</u> <u>110</u> <u>－－－－四酸化二窒素</u>		<u>KG</u>
	<u>120</u> <u>－－－－二酸化硫黄</u>		<u>KG</u>
	900 <u>－－－その他のもの</u>		<u>KG</u>
	[同左]		
28.12			
}	[同左]		
28.25			
	第5節 無機酸の金属塩及び金属ペルオキシ塩		
28.26			
}	[同左]		
28.34			
28.35	ホスフィン酸塩（次亜りん酸塩）、ホスホン酸塩（亜りん酸塩）、りん酸塩及びポリりん酸塩（ポリりん酸塩については、化学的に単一であるかないかを問わない。）		
2835.10	[同左]		
	－りん酸塩		
2835.22			
}	[同左]		

2835.26				2835.26			
2835.29	000	ーその他のもの	KG	2835.29		ーその他のもの	
		[略]			010	ー三ナトリウムのもの	KG
		[略]			090	ーその他のもの	KG
2835.31		[略]		2835.31		[同左]	
2835.39		[略]		2835.39		[同左]	
28.36		[略]		28.36		[同左]	
28.37		[略]		28.37		[同左]	
28.39		けい酸塩及び商慣行上アルカリ金属のけい酸塩として取引する物品		28.39		けい酸塩及び商慣行上アルカリ金属のけい酸塩として取引する物品	
		[略]				[同左]	
2839.11		[略]		2839.11		[同左]	
2839.19		[略]		2839.19		[同左]	
2839.90	000	ーその他のもの	KG	2839.90		ーその他のもの	
		[略]			010	ーカリウムのもの	KG
		[略]			090	ーその他のもの	KG
28.40		[略]		28.40		[同左]	
28.41		オキソ金属酸塩及びペルオキソ金属酸塩		28.41		オキソ金属酸塩及びペルオキソ金属酸塩	
2841.30		[略]		2841.30		[同左]	
2841.50	000	ーその他のクロム酸塩及びニクロム酸塩並びにペルオキソクロム酸塩	KG	2841.50		ーその他のクロム酸塩及びニクロム酸塩並びにペルオキソクロム酸塩	
		[略]			010	ークロム酸塩(亜鉛又は鉛のものに限る。)	KG
		[略]			090	ーその他のもの	KG
2841.61		[略]		2841.61		[同左]	
}		[略]		}		[同左]	
2841.90		[略]		2841.90		[同左]	
28.42		[略]		28.42		[同左]	
}		[略]		}		[同左]	
28.53				28.53			
[略]				[同左]			
第1節 炭化水素並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体				第1節 炭化水素並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			

29.01	[略]		29.01	[同左]	
29.02	[略]		29.02	[同左]	
29.03	炭化水素のハロゲン化誘導体		29.03	炭化水素のハロゲン化誘導体	
	[略]			[同左]	
2903.11			2903.11		
}	[略]		}	[同左]	
2903.79	一飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体		2903.79	一飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体	
2903.81			2903.81		
}	[略]		}	[同左]	
2903.83			2903.83		
2903.89	ーその他もの		2903.89	ーその他もの	
	<u>020</u> ーージプロモエチルジプロモシクロヘキサン及びテトラプロモシクロオクタン			<u>010</u> ーージプロモエチルジプロモシクロヘキサン、テトラプロモシクロオクタン及びヘキサプロモシクロドデカン	
	<u>030</u> ーーーヘキサプロモシクロドデカン (HBCD)	KG		[新規]	KG
	ーーーその他もの			ーーーその他もの	
091	ーーーーペルフルオロシクロブタン (PFC-c 318)	KG	091	ーーーーペルフルオロシクロブタン (PFC-c 318)	KG
099	ーーーーその他もの	KG	099	ーーーーその他もの	KG
	[略]			[同左]	
2903.91			2903.91		
}	[略]		}	[同左]	
2903.99			2903.99		
29.04			29.04		
}	[略]		}	[同左]	
29.08	第4節 エーテル、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、アセタールペルオキシド、ヘミアセタールペルオキシド、ケトンペルオキシド、エポキシドで三員環のもの、アセタール及びヘミアセタール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		29.08	第4節 エーテル、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、アセタールペルオキシド、ヘミアセタールペルオキシド、ケトンペルオキシド、エポキシドで三員環のもの、アセタール及びヘミアセタール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	

29.09	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、アセタールペルオキシド、ヘミアセタールペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 [略]
2909.11	[略]
2909.20	[略]
2909.30	一芳香族エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
100	一一臭素化誘導体
200	一一その他のもの [略]
2909.41	[略]
2909.60	[略]
29.10	[略]
29.14	第7節 カルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
29.15	飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 [略]
2915.11	[略]

29.09	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、アセタールペルオキシド、ヘミアセタールペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 [同左]
2909.11	[同左]
2909.20	[同左]
2909.30	一芳香族エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
110	一一一ペンタプロモジフェニルオキシド及びテトラデカプロモジフェノキシベンゼン
190	一一一その他のもの
200	一一その他のもの [同左]
2909.41	[同左]
2909.60	[同左]
29.10	[同左]
29.14	第7節 カルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
29.15	飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 [同左]
2915.11	[同左]

KG

KG

KG

KG

KG

2915.13	〔略〕		〔同左〕		
2915.21	〔略〕		〔同左〕		
2915.24	〔略〕		〔同左〕		
2915.29	――その他のもの		――その他のもの		
010	――酢酸ナトリウム	KG	010	――酢酸ナトリウム	KG
	〔削除〕		<u>020</u>	――酢酸コバルト	KG
090	―――その他のもの	KG	090	―――その他のもの	KG
2915.31	〔略〕		2915.31	〔同左〕	
2915.90	〔略〕		2915.90	〔同左〕	
29.16	〔略〕		29.16	〔同左〕	
29.29	第10節 オルガノインオルガニック化合物、複素環式化合物及び 核酸並びにこれらの塩並びにスルホンアミド		29.29	第10節 オルガノインオルガニック化合物、複素環式化合物及び 核酸並びにこれらの塩並びにスルホンアミド	
29.30	有機硫黄化合物		29.30	有機硫黄化合物	
2930.10	〔略〕		2930.10	〔同左〕	
2930.80	〔略〕		2930.80	〔同左〕	
2930.90	―その他のもの		2930.90	―その他のもの	
100	――ジチオカルボナート（キサントゲン酸塩）	KG	100	――ジチオカルボナート（キサントゲン酸塩）	KG
	――その他のもの		<u>900</u>	――その他のもの	KG
<u>910</u>	―――ホレート（ISO）	KG			
<u>990</u>	―――その他のもの	KG			
29.31	〔略〕		29.31	〔同左〕	
29.42	〔略〕		29.42	〔同左〕	
〔略〕			〔同左〕		
33.01			33.01		

33.03	〔略〕		33.03	〔同左〕	
33.04	美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品（日焼け止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。）及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品		33.04	美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品（日焼け止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。）及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品	
3304.10			3304.10		
3304.30	〔略〕		3304.30	〔同左〕	
	－その他のもの			－その他のもの	
3304.91	〔略〕		3304.91	〔同左〕	
3304.99	－－その他のもの		3304.99	－－その他のもの	
010	－－－クリームその他油、脂又はろうをもととした調製品	KG (	011	－－－化粧下	KG (
		I. I			I. I
		. )			. )
			012	－－－乳液	KG (
					I. I
					. )
			019	－－－その他のもの	KG (
					I. I
					. )
090	－－－その他のもの	KG (	090	－－－その他のもの	KG (
		I. I			I. I
		. )			. )
33.05			33.05		
33.07	〔略〕		33.07	〔同左〕	
	〔略〕			〔同左〕	
36.01			36.01		
36.04	〔略〕		36.04	〔同左〕	
36.05			36.05		



3605.00	000	マッチ（第36.04項の火工品を除く。）		KG	3605.00	マッチ（第36.04項の火工品を除く。）			
				I.C					
				.)					
					100	－70本以下入りのもの			KG
									I.C
									.)
					200	－その他のもの			KG
									I.C
									.)
36.06		[略]			36.06	[同左]			
[略]					[同左]				
37.01		感光性の写真用プレート及び平面状写真用フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）並びに感光性の平面状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限るものとし、まとめて包装してあるかないかを問わない。）			37.01	感光性の写真用プレート及び平面状写真用フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）並びに感光性の平面状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限るものとし、まとめて包装してあるかないかを問わない。）			
3701.10		－エックス線用のもの			3701.10	－エックス線用のもの			
	010	－直接撮影用のもの		SM		－直接撮影用のもの			
					011	－医療用のもの			SM
					019	－その他のもの			SM
	090	－その他のもの		SM	090	－その他のもの			SM
3701.20	000	－インスタントプリントフィルム	SM	KG	3701.20	－インスタントプリントフィルム			
					010	－感光性のシートが紙製、板紙製又は紡織用繊維製以外のもの		SM	KG
					020	－その他のもの		SM	KG
3701.30		[略]			3701.30	[同左]			
3701.99		[略]			3701.99	[同左]			
37.02		[略]			37.02	[同左]			
37.07		[略]			37.07	[同左]			
[略]					[同左]				
51.01		[略]			51.01	[同左]			
51.02		[略]			51.02	[同左]			

51.03		羊毛、織獣毛又は粗獣毛のくず（糸くずを含むものとし、反毛した繊維を除く。）		51.03		羊毛、織獣毛又は粗獣毛のくず（糸くずを含むものとし、反毛した繊維を除く。）	
5103.10	000	－羊毛又は織獣毛のノイル	KG	5103.10		－羊毛又は織獣毛のノイル	
					010	－羊毛のもの	KG
					090	－その他のもの	KG
5103.20		[略]		5103.20		[同左]	
5103.30		[略]		5103.30		[同左]	
51.04		[略]		51.04		[同左]	
51.05		[略]		51.05		[同左]	
51.06		紡毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）		51.06		紡毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）	
5106.10	000	－羊毛の重量が全重量の85%以上のもの	KG	5106.10		－羊毛の重量が全重量の85%以上のもの	
					010	－より数が1メートルにつき350以下のもの	KG
					090	－その他のもの	KG
5106.20	000	－羊毛の重量が全重量の85%未満のもの	KG	5106.20		－羊毛の重量が全重量の85%未満のもの	
					010	－より数が1メートルにつき350以下のもの	KG
					090	－その他のもの	KG
51.07		[略]		51.07		[同左]	
51.13		[略]		51.13		[同左]	
[略]				[同左]			
62.01		[略]		62.01		[同左]	
62.02		[略]		62.02		[同左]	
62.03		男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）		62.03		男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）	
		[略]				[同左]	
6203.11		[略]		6203.11		[同左]	
6203.29		－ジャケット及びブレザー		6203.29		－ジャケット及びブレザー	
6203.31		[略]		6203.31		[同左]	
6203.33		[略]		6203.33		[同左]	

6203.39	—その他の紡織用繊維製のもの			6203.39	—その他の紡織用繊維製のもの		
100	—毛皮付きのもの	NO	KG	100	—毛皮付きのもの	NO	KG
200	—その他のもの	NO	KG		—その他のもの		
	[略]			210	—再生繊維又は半合成繊維製のもの	NO	KG
				290	—その他のもの	NO	KG
6203.41	[略]				[同左]		
}	[略]			6203.41	[同左]		
6203.49				6203.49			
62.04				62.04			
}	[略]			}	[同左]		
62.17				62.17			
[略]				[同左]			
72.01	[略]			72.01	[同左]		
}	[略]			}	[同左]		
72.23	第4節 その他の合金鋼及び合金鋼又は非合金鋼の中空ドリル棒			72.23	第4節 その他の合金鋼及び合金鋼又は非合金鋼の中空ドリル棒		
72.24	[略]			72.24	[同左]		
72.25	その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル以上のものに限る。）			72.25	その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル以上のものに限る。）		
	[略]				[同左]		
7225.11				7225.11			
}	[略]			}	[同左]		
7225.50	—その他のもの			7225.50	—その他のもの		
7225.91	[略]			7225.91	[同左]		
7225.92	—亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。）			7225.92	—亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。）		
100	—バイメタル（張合せ加工を行ったもので、ニッケルの含有量が全重量の10%を超えるものに限る。）		KG	100	—バイメタル（張合せ加工を行ったもので、ニッケルの含有量が全重量の10%を超えるものに限る。）		KG
200	—合金工具鋼のもの		KG	200	—合金工具鋼のもの		KG
300	—高速度鋼のもの		KG	300	—高速度鋼のもの		KG

		---その他のもの		900	---その他のもの		KG
	910	----合金化溶解めつきのもの（めつき層の鉄の含有量がめつき層の 全重量の7%以上の均質な合金のものに限る。）	KG				
	990	----その他のもの	KG				
7225.99		[略]		7225.99	[同左]		
72.26				72.26			
}		[略]		}	[同左]		
72.29				72.29			
		[略]		[同左]			
74.01		[略]		74.01	[同左]		
74.02		[略]		74.02	[同左]		
74.03		精製銅又は銅合金の塊		74.03	精製銅又は銅合金の塊		
		[略]			[同左]		
7403.11				7403.11			
}		[略]		}	[同左]		
7403.19				7403.19			
		一銅合金			一銅合金		
7403.21		[略]		7403.21	[同左]		
7403.22		[略]		7403.22	[同左]		
7403.29		---その他の銅合金（第74.05項のマスターアロイを除く。）		7403.29	---その他の銅合金（第74.05項のマスターアロイを除く。）		
	010	---課税価格が1キログラムにつき485円以下のもの	KG		---課税価格が1キログラムにつき485円以下のもの		
				011	----銅・ニッケル合金（白銅）及び銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白 ）		KG
				019	----その他のもの		KG
	020	---課税価格が1キログラムにつき485円を超え500円以下のもの	KG		---課税価格が1キログラムにつき485円を超え500円以下のもの		
				021	----銅・ニッケル合金（白銅）及び銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白 ）		KG
				029	----その他のもの		KG
	030	---課税価格が1キログラムにつき500円を超えるもの	KG		---課税価格が1キログラムにつき500円を超えるもの		KG
74.04				74.04			
}		[略]		}	[同左]		

74.19				74.19			
[略]				[同左]			
84.01		[略]		84.01		[同左]	
84.82				84.82			
84.83		ギヤボックスその他の変速機（トルクコンバーターを含む。）、伝動軸（カムシャフト及びクランクシャフトを含む。）、クランク、軸受箱、滑り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュー、ローラースクリュー、はずみ車、プーリー（プーリーブロックを含む。）、クラッチ及び軸継手（自在継手を含む。)		84.83		ギヤボックスその他の変速機（トルクコンバーターを含む。）、伝動軸（カムシャフト及びクランクシャフトを含む。）、クランク、軸受箱、滑り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュー、ローラースクリュー、はずみ車、プーリー（プーリーブロックを含む。）、クラッチ及び軸継手（自在継手を含む。)	
8483.10		[略]		8483.10		[同左]	
8483.60				8483.60			
8483.90		— 単独で提示する歯付きホイール、チェーン sprocket その他の伝動装置の構成部品及び部分品		8483.90		— 単独で提示する歯付きホイール、チェーン sprocket その他の伝動装置の構成部品及び部分品	
010		— 自動車用のもの [削除]	KG	010		— 自動車用のもの	KG
		— その他のもの		020		— 船舶用の減速機（原動機により駆動される軸が1分間につき10,000回以上回転することができるものに限る。）のもの	KG
031		— — 無段変速機、クランクシャフト、はずみ車又はプーリー（プーリーブロックを含む。）のもの	KG	031		— — 無段変速機、クランクシャフト、はずみ車又はプーリー（プーリーブロックを含む。）のもの	KG
039		— — — その他のもの	KG	039		— — — その他のもの	KG
84.84		[略]		84.84		[同左]	
84.87				84.87			
[略]				[同左]			
85.01		[略]		85.01		[同左]	
85.41				85.41			
85.42		集積回路 — 集積回路		85.42		集積回路 — 集積回路	
8542.31		[略]		8542.31		[同左]	

8542.32	[略]		8542.32	[同左]	
8542.33	—増幅器		8542.33	—増幅器	
010	—実装していないもの	NO	010	—実装していないもの	NO
090	—その他のもの	NO		—その他のもの	
			091	—ハイブリッド集積回路	NO
			099	—その他のもの	NO
8542.39	[略]		8542.39	[同左]	
8542.90	[略]		8542.90	[同左]	
85.43	[略]		85.43	[同左]	
85.44	電気絶縁をした線、ケーブル（同軸ケーブルを含む。）その他の電気導体（エナメルを塗布し又は酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）及び光ファイバークーブル（個々に被覆したファイバーから成るものに限るものとし、電気導体を組み込んであるかないか又は接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）		85.44	電気絶縁をした線、ケーブル（同軸ケーブルを含む。）その他の電気導体（エナメルを塗布し又は酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）及び光ファイバークーブル（個々に被覆したファイバーから成るものに限るものとし、電気導体を組み込んであるかないか又は接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）	
	[略]			[同左]	
8544.11	[略]		8544.11	[同左]	
8544.49	[略]		8544.49	[同左]	
8544.60	000 —その他の電気導体（使用電圧が1,000ボルトを超えるものに限る。）		8544.60	—その他の電気導体（使用電圧が1,000ボルトを超えるものに限る。）	
		KG			
			010	—自動車のもの	KG
			090	—その他のもの	KG
8544.70	[略]		8544.70	[同左]	
85.45	[略]		85.45	[同左]	
85.49	[略]		85.49	[同左]	
[略]			[同左]		
94.01	[略]		94.01	[同左]	
94.04			94.04		
94.05	照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むもの		94.05	照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むもの	

		とし、他の項に該当するものを除く。)並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品(他の項に該当するものを除く。)			とし、他の項に該当するものを除く。)並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品(他の項に該当するものを除く。)	
		[略]			[同左]	
9405.11				9405.11		
}		[略]		}		[同左]
9405.39		—その他の電気式の照明器具		9405.39		—その他の電気式の照明器具
9405.41	000	— <u>光発電性のもの(発光ダイオード(LED)光源とともに専ら使用するよう</u> <u>に設計されたものに限る。)</u>	KG	9405.41		— <u>光発電性のもの(発光ダイオード(LED)光源とともに専ら使用</u> <u>するよう</u> <u>に設計されたものに限る。)</u>
					010	— <u>—サーチライト及びスポットライト</u>
					090	— <u>—その他のもの</u>
9405.42	000	— <u>その他のもの(発光ダイオード(LED)光源とともに専ら使用す</u> <u>るよう</u> <u>に設計されたものに限る。)</u>	KG	9405.42		— <u>その他のもの(発光ダイオード(LED)光源とともに専ら使用す</u> <u>るよう</u> <u>に設計されたものに限る。)</u>
					010	— <u>—サーチライト及びスポットライト</u>
					090	— <u>—その他のもの</u>
9405.49	000	— <u>その他のもの</u>	KG	9405.49		— <u>その他のもの</u>
					010	— <u>—サーチライト及びスポットライト</u>
					090	— <u>—その他のもの</u>
9405.50				9405.50		
}		[略]		}		[同左]
9405.99				9405.99		
94.06		[略]		94.06		[同左]
[略]				[同左]		